

《 論 説 》

二国間条約に基づく国際司法裁判所の管轄権

石塚 智佐

- I. はじめに
- II. 裁判所における利用状況
- III. ICJ において管轄権が争われた事件
- IV. おわりに

I. はじめに

国連の主要な司法機関である国際司法裁判所（以下、ICJ）が管轄権を行使するためには紛争当事国の同意が必要である。この同意の表明形態となる管轄権基礎として、付託協定や、裁判条約・裁判条項、裁判所規程第36条2項に基づく選択条項受諾宣言、フォーラム・プロロガートム (*forum prorogatum*) が当事国に援用されている⁽¹⁾。

1990年代以降、ICJ には非常に多くの事件が付託されるようになったが⁽²⁾、近年の判例を見てみると、その多くが選択条項受諾宣言に基づく場合か、裁判条約ないし裁判条項に基づく場合である。裁判条約及び裁判条項とは、裁判所規程第36条1項に「現行諸条約」として規定されている、一定種類の紛争に関する裁判所の管轄権行使に条約の中で事前に同意を表明するものである。規程第37条1項に従い、ICJ の前身である常設国際司法裁判所（以下、PCIJ）への付託義務を定める条約も ICJ への付託を定める裁判条約・裁判条項とみなされる。「裁判条約」は、一般的には当事国間に生じた「法律的紛争」に関して全

(1) 杉原高嶺『国際司法裁判制度』（有斐閣、1996年）120-128頁。

(2) <http://www.icj-cij.org/docket/index.php?p 1 = 3 & p 2 = 3> (as of 31 December 2016)

般的に裁判付託を義務付け、「裁判条項 (compromissory clause)」は、主に当該条項が挿入された条約の「解釈又は適用に関する紛争」を裁判に付すことを義務付けるものである⁽³⁾。裁判条項自体は古くから存在し、仲裁付託条項としても用いられていた⁽⁴⁾。日本の文献を見てみると両者が区別されているが、外国の文献では両者を区別せずに、「裁判条項」と一括りにしている場合がよく見られる⁽⁵⁾。ICJの公式ホームページにて裁判条約・裁判条項の一覧が掲載されているが、その多くが裁判条項である⁽⁶⁾。

裁判条約・裁判条項は多数国間によるものと二国間によるものとに分けられるが、近年利用されているものの多くは多数国間裁判条約・裁判条項である。しかし、多数国間条約に基づく場合は、潜在的な訴訟相手国は多数に及ぶため、法律的紛争に関して幅広く管轄権を付与する裁判条約はそもそも存在自体が少なく、ICJ管轄権の基礎として実効的に利用されているのは地域的な裁判条約だけである⁽⁷⁾。裁判条項に基づく場合でも当該紛争が「条約の解釈又は適用」に関する紛争なのか等、ICJ管轄権を巡って激しく争われることが多い⁽⁸⁾。また、裁判条約と同様に包括的に管轄権を事前に付与する選択条項受諾宣言の

(3) 杉原『前掲書』(注1) 123-124頁。M.N.Shaw (ed.), *Rosenne's Law and Paractice of the International Courts 1920-2015*, Vol.II, 5th edition (Brill/Nijhoff, 2016), pp.669-673.

(4) L.B.Sohn, "Settlement of Disputes relating to the Interpretation and application of Treaties", *RCADI*, tome 150 (1976), pp.205-242.

(5) 例えば、J.I.Charney, "Compromissory Clauses and the Jurisdiction of the International Court of Justice", *AJIL*, Vol. 81 (1987), pp.855-887; Ch. Tams, "The Continued Relevance of Compromissory Clauses as a Source of ICJ Jurisdiction", in T. Giegerich et al. (eds.), *A Wiser Century? : Judicial Dispute Settlement, Disarmament and the Laws of War 100 Years after the Second Hague Peace Conference* (Duncker & Humblot, 2009), pp. 461-492. ICJの公式ホームページでも "Treaties/Traités" と一括りにしている。
<http://www.icj-cij.org/jurisdiction/index.php?p1=5&p2=1&p3=4> (as of 31 December 2016)

(6) <http://www.icj-cij.org/jurisdiction/index.php?p1=5&p2=1&p3=4> (as of 31 December 2016) ただし、ICJが述べるようにこれは網羅的なものではない。

(7) 拙稿「ボゴタ規約にもとづく国際司法裁判所の管轄権」『一橋法学』第9巻2号(2010年) 107-155頁。

(8) 拙稿「多数国間条約の裁判条項にもとづく国際司法裁判所の管轄権—裁判所の司法政策と当事国間の訴訟戦略の連関に着目して—」『一橋法学』第11巻1号(2012年) 355-388頁。

場合も、多くの国が留保を付す等して自国に不都合な紛争がICJに付託されな
いよう予防策を講じており、裁判所も選択条項受諾宣言に基づく管轄権認定に
は消極的である⁽⁹⁾。

それに対して、二国間条約の場合は相手国が決まっており、国家の意思とし
て将来的な両国間の紛争をICJに付託することを約束しているため、ICJで管
轄権が争われるような事態は少ないものとも考えられる。たとえば、近年の
ルーマニア対ウクライナの黒海海洋境界画定事件⁽¹⁰⁾やアルゼンチン対ウルグア
イのウルグアイ川パルプ工場事件⁽¹¹⁾では管轄権は争われていない。しかし、実
際には管轄権の有無が激しく争われた事件もある。たとえば、イラン対米国の
オイル・プラットフォーム事件⁽¹²⁾である。その差はどこから生じるのだろうか。
同じく二国間の合意により締結される付託協定の場合は、実際に紛争が生
じた後に二国間でICJ付託に合意するものであるため基本的に管轄権の有無で
争われることはない。他方、二国間条約の場合は条約締結時には予見していな
かったことが条約締結後に起こり、ICJで管轄権が争われる場合もある。この
点、裁判条約・裁判条項に関する従来の研究は多数国間条約が中心であり、二
国間条約に限定した研究は多くないもの⁽¹³⁾、このような点に着目した分析が
多数国間条約の研究に与える示唆も多いだろう。

以上のような問題意識の下、まず、PCIJ・ICJにおいて二国間条約に基づき
付託された事件を概観し(Ⅱ)、ICJで管轄権が争われた事件を分析する(Ⅲ)。

(9) 拙稿「ICJの選択条項制度の現状と展望—国際社会における『法の支配』の観点から—」日本
国際連合学会編『法の支配』と国際機構—その過去・現在・未来(国際書院、2013年)95-117
頁。ただし、南極海捕鯨事件では被告日本がこの点に関して異義を唱えなかったこともあり、原
告の個別利益が侵害されていないにもかかわらず、原告適格を認めており、選択条項受諾宣言に
基づく管轄権審理の先例とは異なる積極的な認定であったと考えられる。拙稿「国際司法裁判所
における原告適格拡大の論理構造—管轄権基礎からみた民衆訴訟の可能性」『世界法年報』第35
号(2016年)65-87頁。

(10) *Délimitation maritime en mer Noire (Roumanie c. Ukraine)*, arrêt, C.I.J. Recueil 2009, p. 6.

(11) *Usines de pâte à papier sur le fleuve Uruguay (Argentine c. Uruguay)*, arrêt, C.I.J. Recueil 2010, p. 14.

(12) *Plates-formes pétrolières (République islamique d'Iran c. Etats-Unis d'Amérique)*, exception prélimi-
naire, arrêt, C.I.J. Recueil 1996 (II), p. 803.

なお、多数国間条約の場合はほとんどが裁判条項であるが、二国間条約に関しては、裁判条約も多くみられる。しかし、多数国間条約ほど裁判条約と裁判条項の区分が容易ではない場合もあり、本稿では二国間で将来発生する紛争のICJ付託を事前に約束することが重要であるため、そのような約束を含んだものを「二国間条約」として分析の対象としたい。ただし、国際連盟と受任国、又は国連と受託国の間で締結した委任状や信託統治協定は一方の当事者が国際組織であり、それ自体多数国間条約とも考えられるような特殊なものであるため、本稿の検討からは除外する。

II. 裁判所における利用状況

(1) PCIJ における利用

PCIJには34件の事件が裁判所に付託されたが、そのほとんどが当事国の合意である付託協定や選択条項受諾宣言、あるいはヴェルサイユ条約など戦後処理に関する条約に含まれる裁判条項に基づき付託された事件である。戦後処理の一環である上部シレジアに関するジュネーブ条約（以下、ジュネーブ条約）は、1922年5月にドイツとポーランドの二国間で締結されたものであり、上部シレジアドイツ人利益事件⁽¹⁴⁾、ホルジョワ工場事件⁽¹⁵⁾、少数民族学校事件⁽¹⁶⁾、プレス公財産管理事件⁽¹⁷⁾の4件で用いられた⁽¹⁸⁾。このジュネーブ条約には複数の裁判条項が含まれており、ドイツ人利益事件とホルジョワ工場事件及びプレス公財産管理事件では同条約第23条1項が、少数民族学校事件及びプレス公財

(13) 本稿で挙げる先行研究のほとんどが、二国間か多数国間か区別せずに論じている。なお、筆者もこれまでに二国間裁判条約・裁判条項については部分的に検討したのみである。拙稿「裁判条項にもとづく国際司法裁判所の管轄権—近年の判例の分析— (The Jurisdiction of the International Court of Justice under compromissory clauses: an analysis of some recent cases)」*Korean Journal of International Litigation and Arbitration*, Vol. 1 (2011), pp.19-28. 拙稿「前掲論文」(8) 358-360頁。

(14) *Certains intérêts allemands en Haute-Silésie polonaise (exceptions préliminaires)*, arrêt du 25 août 1925, *C.P.J.I. Série A*, n° 6.

(15) *Usine de Chorzów (compétence)*, arrêt du 10 octobre 1927, *PCIJ Série A*, n° 9.

(16) *Droits de minorités en Haute-Silésie (écoles minoritaires)*, arrêt du 25 avril 1928, *C.P.J.I. Série A*, n° 15.

(17) *Administration du prince von Pless*, ordonnance du 4 février 1933, *C.P.J.I. Série A/B*, n° 52.

産管理事件では同条約第72条3項が管轄権基礎として援用された。しかし、被告ポーランドは全ての事件で先決的抗弁を提起している。なぜならばこの条約は他の戦後処理条約や少数民族保護条約と同様に国際連盟の監視下で締結された条約であり⁽¹⁹⁾、条文数は600以上に及ぶ⁽²⁰⁾。ポーランドにとってそもそも条約の詳細な内容や紛争解決をPCIJが行うこと自体が不満だったのかもしれない。したがって、「二国間の合意で将来発生する紛争の裁判所付託を約束する二国間条約」を検討する本稿の関心からは外れるとみなしてもよいだろう。なお、織田萬 PCIJ 裁判官は、戦後処理条約の解釈を巡った紛争が多く付託されている状況に鑑みて、「これ等の條約が如何に作成を急いで、それだけ不備不悉の点が多いかと云う事実の説明にもなろう」⁽²¹⁾と述べている。

本稿の関心となる一般的な二国間条約に基づく事件は、PCIJ 活動末期に付託されたベルギー対ブルガリアのソフィア・ブルガリア電気会社事件⁽²²⁾とベルギー対ギリシャのベルギー商事事件⁽²³⁾の2件のみである。まず、ソフィア・ブルガリア電気会社事件は、1938年に同電気会社の損害賠償の請求について、ベルギーが一方的に提訴し、管轄権の基礎として、両国の選択条項受諾宣言と1931年に締結した調停・仲裁裁判・司法的解決条約裁判条項(第4条)を挙げた。この裁判条項は「当事者が互いに権利に関して争うすべての紛争」のPCIJ付託を約束していた。ブルガリアは先決的抗弁を提起し、二国間条約に

(18) なお、3件で援用された「1930年のハンガリー・チェコスロヴァキア混合仲裁裁判所に関するパリ第2協定」は、1930年4月にチェコスロヴァキア、ハンガリー、ルーマニア及びユーゴスラビアの4か国の間で仲裁判決の上訴を認める旨を規定した協定である M.O.Hudson, *The Permanent Court of International Justice 1920-1942: A Treatise* (The Macmillan Company, 1943), pp.372-375.

(19) G.Alfredsson, "Cases Concerning the German Minorities in Poland", in R. Wolfurm (ed.), *Max Planck Encyclopedia of Public International Law* (OUP, 2012), Vol.IV, p.440.

(20) 条約の全文は以下を参照。 *Nouveau recueil général de traités et autres actes relatifs aux rapports de droit international. Troisième série, tome 16* (1927), pp.645-875.

(21) 織田萬『常設国際司法裁判所』(国際連盟協会、1926年)87頁。

(22) *Compagnie d'électricité de Sofia et de Bulgarie, exceptions préliminaires, arrêt du 4 avril 1939, C.P.J.I. Série A/B, n° 77.*

(23) *Société Commerciale de Belgique, fond, arrêt du 15 juin 1939, C.P.J.I. Série A/B, n° 78.*

関しては、第4条の「権利」をベルギーは言及していないこと、及び、同条約第3条⁽²⁴⁾の規定を遵守していないことを主張したが、1939年4月、裁判所は、最初の抗弁を「先決的抗弁」ではないと却下したうえで、ベルギーは第3条を遵守していないためこの条約に基づく請求はできないと判断した⁽²⁵⁾。しかし、選択条項受諾宣言に基づく管轄権を認めため、本案審理に入った⁽²⁶⁾。次に同じく1938年に付託されたベルギー商事会社事件では、ベルギーが一方的提訴し、管轄権の基礎として両国間が1929年に締結した調停・仲裁・司法的解決条約を挙げた。これに対して、ギリシャは管轄権に関する異議を唱えなかったため、裁判所は本案審理に入った。

このように、PCIJではいわゆる二国間条約の利用は少なく、ここに挙げた2件とも二国間裁判条約が用いられている。1928年に国際連盟総会がモデル二国間裁判条約を作成したており、これを受けてその時期には多くの二国間裁判条約が締結されており⁽²⁷⁾、実際裁判所においても用いられるようになったことが分かる。

(2) ICJにおける利用

ICJには設立当初から2016年末までに再審・解釈請求事件を除くと127件の事件が付託されている。これらの事件のうち、管轄権の有無が争われた事件の詳細に関しては次章で検討を試みるため、ここでは簡単に時系列的に振り返りたい。

(24) 第3条「1. 紛争の主題が、いずれかの締約国の国内法に従い、その国の司法的又は行政的当局の権限に関する場合、終結的決定が合理的期間内に権限ある当局によって下されるまで、当該締約国は、本紛争が本条約に定められた方法による解決に付されることに異議を唱えることができる。

2. このような場合に、本条約で定められた手続に付託しようとする締約国は、上記決定から一年の期間内に、その意思を他方の締約国に通知しなくてはならない。」*Ibid.*, p.78.

(25) *C.P.J.I. Série A/B, n° 77, pp.77-80.*

(26) その後、本件審理は第2次世界大戦勃発により中断されてしまった。

(27) *Hudson, supra note 18, pp.443-444.*

ICJ 活動開始から1950年代の初期は32件が ICJ に付託されたが、そのうち 8 件で二国間条約が援用されている⁽²⁸⁾。しかし、フランス対エジプトのエジプトにおけるフランス国民保護事件⁽²⁹⁾、フランス対レバノンのベイルート電気会社事件⁽³⁰⁾、同じくフランス対レバノンのベイルート港湾・埠頭・倉庫会社及びラジオ・オリアン会社事件⁽³¹⁾の3件において、裁判外で紛争が解決されたという理由で、当事国より訴えが撤回され、ベルギー対スペインのバルセロナ・トラクション電力会社事件⁽³²⁾も当事国の要請により訴訟中止された。また、フランス対米国の在モロッコ米国民事件⁽³³⁾でも両国の選択条項受諾宣言に加えて、両国間の1948年経済協力協定など二国間条約が援用されたが、米国は一度提起した先決的抗弁を撤回したため、裁判所は管轄権問題には触れずに本案審理に入った。カンボジア対タイのプレアビヘア寺院事件⁽³⁴⁾でも付随的に援用された1937年フランス・タイ(当時シヤム)友好通商航海条約は、原告カンボジアが当該条約当事国ではないこともあり、もっぱら選択条項受諾宣言に基づき管轄権が認められた。このように主に二国間条約が援用され、かつ実際に手続が進んだのはギリシャ対英国のアンバティエロス事件⁽³⁵⁾とホンジュラス対ニカラグ

(28) なお、ノルウェー公債事件では、フランスが先決的抗弁手続に入ってから1904年二国間裁判条約(及び多数国間裁判条約である1928年一般議定書)を援用するようになったが、裁判所は証明が不十分であるとして、この援用を認めていない。*Certains emprunts norvégiens (France c. Norvège)*, arrêt, C.I.J. Recueil 1957, pp.24-25.

(29) *Protection des ressortissants et protégés français en Egypte (France c. Egypte)*, radiation du rôle, ordonnance, C.I.J. Recueil 1950, p.59.

(30) *Société Électricité de Beyrouth (France c. Liban)*, radiation du rôle, ordonnance, C.I.J. Recueil 1954, p.107.

(31) *Compagnie du Port, des Quais et des Entrepôts de Beyrouth et de la Société Radio-Orient (France c. Liban)*, radiation du rôle, ordonnance, C.I.J. Recueil 1960, p.186.

(32) *Barcelona Traction, Light and Power Company, Limited (Belgique c. Espagne)*, radiation du rôle, ordonnance, C.I.J. Recueil 1961, p. 9.

(33) *Rights of Nationals of the United States of America in Morocco (France v. United States of America)*, Judgment, I.C. J. Reports 1952, p.176.

(34) *Temple of Preah Vihear (Cambodia v. Thailand)*, Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 1961, p.17.

(35) *Ambatielos (Greece v. United Kingdom)*, Preliminary Objections, Judgment, I.C. J. Reports 1952, p.28.

アのスペイン国王仲裁事件⁽³⁶⁾しかなく、アンバディエロス事件では管轄権が争われている。なお、スペイン国王仲裁事件では、選択条項受諾宣言に加えて1957年7月に締結されたICJ付託を約束する両国間のワシントン協定に基づきホンジュラスが一方的に提訴した。これは、形式的には二国間条約に基づく一方的提訴であるが、紛争発生後に締結されたため、付託協定に基づく事件と考える論者もいる⁽³⁷⁾。

1960年代は4件中1件が二国間条約に基づき付託された事件であり、この1件は1950年代に一度訴えが撤回されたバルセロナ・トラクション電力会社事件の再提訴⁽³⁸⁾であるが、裁判所の管轄権が争われた。

1970年代は9件の付託事件中、西ドイツ及び英国対アイスランドの2件のアイスランド漁業管轄権事件⁽³⁹⁾、ギリシャ対トルコのエーゲ海大陸棚事件⁽⁴⁰⁾、米国対イランのテヘラン人質事件⁽⁴¹⁾の4件で二国間条約が援用された。後述のようにいずれの事件においても裁判所の管轄権が争われている。

1980年代は12件が付託されたが、付託協定や選択条項受諾宣言に基づく事件が多く、二国間条約に基づき付託された事件はニカラグア対米国のニカラグア軍事的・準軍事的活動事件（以下、ニカラグア事件）⁽⁴²⁾と米国対イタリアのシシリー電子工業事件⁽⁴³⁾の2件のみである。シシリー電子工業事件では1948年に

(36) *Arbitral Award made by the King of Spain on 23 December 1906 (Honduras v. Nicaragua)*, Judgment, I.C.J. Reports 1960, p. 192.

(37) 杉原『前掲書』（注1）120-121頁。

(38) *Barcelona Traction, Light and Power Company, Limited (Belgium v. Spain) (New Application: 1962)*, Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 1964, p. 6.

(39) *Fisheries Jurisdiction (United Kingdom v. Iceland)*, Jurisdiction of the Court, Judgment, I.C.J. Reports 1973, p. 3 ; *Fisheries Jurisdiction (Federal Republic of Germany v. Iceland)*, Jurisdiction of the Court, Judgment, I.C.J. Reports 1973, p. 49.

(40) *Aegean Sea Continental Shelf (Greece v. Turkey)*, Jurisdiction of the Court, Judgment, I.C.J. Reports 1978, p. 3.

(41) *United States Diplomatic and Consular Staff in Tehran (United States of America v. Iran)*, Judgment, I.C.J. Reports 1980, p. 3.

(42) *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, Jurisdiction and Admissibility, Judgment, I.C.J. Reports 1984, p.392.

両国間で締結した友好通商航海条約裁判条項（第26条）の援用についての争いはなかったものの、米国企業がイタリア内で国内救済完了したか否か争いがあり、両国の要請に応じて本案段階で審理された。ニカラグア事件では後述のように管轄権が激しく争われている。

1990年代は33件が付託されているが、二国間条約に基づき付託された事件はカタル対バーレーン海洋境界画定・領土問題事件⁽⁴⁴⁾、オイル・プラットフォーム事件、セルビア・モンテネグロ対ベルギーとオランダの2件の武力行使の合法性事件⁽⁴⁵⁾の4件のみで、いずれの事件においても裁判所の管轄権が争われている。

2000年代は21件のうち、黒海海洋境界画定事件、ウルグアイ川パルプ工場事件、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国（以下、マケドニア）対ギリシャの暫定合意事件⁽⁴⁶⁾の3件のみである⁽⁴⁷⁾。冒頭でも述べたように、黒海海洋境界画定事件は1997年に両国間で締結した隣国協力関係条約追加議定書裁判条項（第4条（h））が、ウルグアイ川パルプ工場事件では1975年に両国間で締結したウルグアイ川協定裁判条項（第60条）が管轄権基礎として援用されたが、どちらも

(43) *Elektronica Sicula S.P.A. (ELSI) (United States of America v. Italy)*, Judgment, I.C.J. Reports 1989, p.15.

(44) *Maritime Delimitation and Territorial Questions between Qatar and Bahrain (Qatar v. Bahrain)*, Jurisdiction und Admissibility, Judgment, I. C. J. Reports 1994. p.112; *Délimitation maritime et questions territoriales entre Qatar et Bahreïn (Qatar c. Bahrein)*, compétence et recevabilité, arrêt, C.I.J. Recueil 1995, p. 6.

(45) *Licéité de l'emploi de la force (Serbie-et-Monténégro c. Belgique)*, exceptions préliminaires, arrêt, C.I.J. Recueil 2004, p. 279; *Legality of Use of Force (Serbia and Montenegro v. Netherlands)*, Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 2004, p. 1011.

(46) *Application of the Interim Accord of 13 September 1995 (the former Yugoslav Republic of Macedonia v. Greece)*, Judgment, I.C.J. Reports 2011, p. 644.

(47) コスタリカ対ニカラグアの航行及び関連する権利に関する紛争では、両国の選択条項受諾宣言と地域的裁判条約であるボゴタ規約第31条に加えて両国間で2002年に締結したトバル・カルデラ (Tovar-Caldera) 協定が援用されているが、コスタリカが3年間 ICJ に付託しないことを約束する旨を定めているだけでありこの協定自体は管轄権基礎とはならないだろう。 *Dispute regarding Navigational and Related Rights (Costa Rica v. Nicaragua)*, Judgment, I.C.J. Reports 2009, p. 213, para.27. 拙稿「前掲論文」(注7) 134-135頁参照。

管轄権に関して被告から異議が唱えられることなく、本案審理に移った。暫定合意事件では管轄権が争われている。

2010年代は2016年末までには16件の事件が付託されたが、二国間条約に基づき付託された事件は、2016年のイランが米国を相手取って訴えた在米凍結資産に関する事件⁽⁴⁸⁾しかなく、本件はまだ手続きが始まったばかりである。

(3) 小括

このように、二国間条約に基づく付託された事件数はPCIJの時代より継続的に見られるものの、数としてはそこまで多くはないことが分かる。そもそも二国間の裁判条約や裁判条項を含んだ条約が多くないこと、二国間条約を締結するような国家間交流がある場合は裁判外の紛争解決や付託合意が可能であることから、付託件数が少ないのだと推測される。また、裁判外で紛争解決したことを主たる理由に審理途中で訴えが撤回される事件もいくつか見られた。これらの事件では、二国間条約の場合には、そもそも両国間に交渉できる土台があり、ICJは紛争解決の一つの可能性にとどまり、同時並行して裁判外で紛争解決交渉がなされている場合もあるだろう。それゆえ、ICJに付託されても途中で訴えが撤回される事件が他の場合と比較して多いと考えられる⁽⁴⁹⁾。また、二国間条約裁判条項はそもそも、黒海海洋境界画定事件やウルグアイ川パルプ工場事件のように当該二国間条約が両国間に存在する特定の問題について定めた条約である場合が多く、裁判条項が挿入された段階で当該問題がICJに付託される可能性があることに合意ができているからである。したがって、基本的にはそうした交渉に行き詰まりがあった時しかICJに付託されることはないように思われる。

また個別的に見れば、米国を当事国とする事件が多いことも注目に値する。米国は第二次世界大戦後から1950年代前半にかけて約20の国と立て続けに二国

(48) *Certain Iranian Assets (Islamic Republic of Iran v. United States of America)*, instituted on 16 June 2016.

(49) See also Shaw, *supra* note 3, p.673.

間の友好通商航海条約を締結しており、そのほとんどの中に裁判条項が盛り込まれていた⁽⁵⁰⁾。1987年時点では、31の二国間条約裁判条項を有していた⁽⁵¹⁾。しかし、その多くがICJ付託に利用されていない。後述するように、イランと米国の間で3件がこの条約に基づき付託されているが、これは例外的といえよう。

Ⅲ. ICJにおいて管轄権が争われた事件

二国間条約に基づきICJに付託され管轄権の有無が争われた事件を、争われた問題に応じておおむね以下のように分けることができるだろう。

(1) 二国間文書の有効性自体に疑義が呈された事件

ICJに付託することを約束する二国間で交わされた文書の有効性自体に疑義を呈される場合もある。たとえば、1976年に付託されたエーゲ海大陸棚事件では、原告ギリシャは管轄権の基礎として、多数国間裁判条約である1928年国際紛争平和的処理一般議定書に加えて1975年5月に両国首相が公表したブリュッセル共同コミュニケを挙げたが、被告トルコは管轄権を否定し出廷しなかった。ブリュッセル共同コミュニケでは、両首相が「エーゲ海の大陸棚に関しては、ハーグの国際司法裁判所によって解決されるべきことを決定した」と述べていたが⁽⁵²⁾、裁判所は、共同コミュニケは一方的提訴を許容する内容ではなく付託合意が別途必要であるとして管轄権を否認、かつ、国際紛争平和的処理一般議定書にギリシャが付した領土紛争の除外を相互主義の点から認容したため、こちらに関しても管轄権を否定した。

(50) F.L.Morrison, "Treaties as a Source of Jurisdiction, Especially in U.S. Practice", in L.F.Damrosch (ed.), *The International Court of Justice at a Crossroads* (Transnational Pub, 1987), pp.62-65.

(51) *Ibid.*, p.68. この時期の米国の司法政策に関しては以下を参照。W.M.Reisman, *Systems of Control in International Adjudication and Arbitration, Breakdown and Repair* (Duke University Press, 1992), pp.27-29.

(52) *I.C.J. Reports 1978*, p.39, para.94.

また、1991年に付託されたカタール対バーレーン海洋境界画定・領土問題事件では、原告カタールは、すべての係争事項のICJ付託とそのための三か国委員会の創設を約束した1987年12月の交換書簡と、バーレーン定式⁽⁵³⁾の定める問題をICJへ付託することを約束した1990年12月のドーハ議事録に基づき一方的提訴が認められると主張したが、バーレーンは否定したため、これら二国間合意の法的拘束力が論点となった。1994年7月、裁判所はこれらの文書の法的拘束力を認めたとうえで、バーレーン定式が定めるように紛争全体を同年11月30日までに裁判所に付託する機会を与えることを決定した。その後、両国は会合を重ねたがうまくいかず、11月30日、カタールは1回目の提訴時には主張していなかった問題も含めた覚書を提出した。バーレーンは今回も裁判所の管轄権に異議を唱えたが、1995年2月、裁判所は、当事者間の紛争全体が付託されたとして、管轄権と受理可能性を認める判決を下し、2001年に本案判決を下した⁽⁵⁴⁾。本件は二度も管轄権判決が下された事件であり、こうした裁判所の判断には批判もある⁽⁵⁵⁾。

このように、これら2件では二国間で交わした文書がICJ付託を約束したか否かが争われたわけであるが、問題となった二国間文書はそもそも裁判条項を含んだ二国間条約なのか、それとも「枠組協定 (framework agreement)」としてそれ自体「付託協定」とみなすべきものなのかの争いでもある。「枠組協定」とは、両国にある程度の紛争が存在すること自体は認識しているものの、紛争の明確な範囲は定まっていない段階で、ICJに付託することを約束する協

(53) バーレーン定式「問題一両当事国は、国際司法裁判所に対し、両国間において紛争の対象となるかもしれない領域上の権利又は権原、もしくは利益に関する問題を決定し、かつ、海底及びその地下並びに上部水域を含め、それぞれの国に属する海域を区分する単一の海洋境界線を画定することを要請する。」*I.C.J. Reports 1994*, pp.117-118, para.18.

(54) *Délimitation maritime et questions territoriales entre Qatar et Bahreïn (Qatar c. Bahreïn)*, fond, arrêt, *C.I.J. Recueil 2001*, p. 40.

(55) 本件の管轄権に関する問題点に関しては、国際司法裁判所判例研究会(坂元茂樹)「判例研究・国際司法裁判所 カタールとバーレーン間の海洋境界画定及び領土問題事件(管轄権及び受理可能性)(第一判決・一九九四年、第二判決・一九九五年)」『国際法外交雑誌』第97巻4号(1998年)61-68頁参照。

定を意味する⁽⁵⁶⁾。たいていの場合、一方的提訴が認められており、この場合の二国間合意は付託協定なのか裁判条項なのか判別しにくい場合もある。たとえば、枠組協定の例とされる庇護事件⁽⁵⁷⁾、ローマ貨幣用金事件⁽⁵⁸⁾、スペイン国王仲裁事件やリビア・チャド大陸棚事件⁽⁵⁹⁾で両国間の紛争を付託することに合意したうえで、一方的に ICJ に提訴されているが、庇護事件とリビア・チャド大陸棚事件は ICJ で合意付託の事件とみなされている。カタル対バーレーン海洋境界画定・領土問題事件も問題となった二国間合意が「すべての紛争」を ICJ に付託することを許容するのか、又、カタルの一方的提訴を認めているか、つまり「付託協定」としての内実を備えた枠組協定かどうかの問題と考えられている⁽⁶⁰⁾。黒海海洋境界画定事件も枠組協定に基づく事件とみなす研究もあるが⁽⁶¹⁾、多くは二国間条約に基づく事件と分類されている。そもそも付託協定も通常条約の形式で締結されることが多く一種の二国間条約であることから、これを二国間条約裁判条項か付託協定か区別が難しい場合もある。エーゲ海大陸棚事件で有効性が問題となった両国首相の共同声明についても、杉原はこれを付託合意か否かが問題となったと述べているが⁽⁶²⁾、Morrison は二国間条約裁判条項の問題とみなしている⁽⁶³⁾。

このように二国間条約の中には付託協定と性質上近いものがあり、そうした際には二国間で ICJ 付託が真の意味で約束されたのが争われることもある。

(56) H.Thirlway, "Compromis", in Wolfurm, *supra* note 19, Vol.II, p.567; Shaw, *supra* note 3, p.677.

(57) *Droit d'asile (Colombie/Peru)*, arrêt, C. I. J. Recueil 1950, p. 266.

(58) *Or monétaire pris à Rome en 1943 (Italie c. France, Royaume-Uni de Grande-Bretagne et d'Irlande du Nord et Etats-Unis d'Amérique)*, question préliminaire, arrêt, C. I. J. Recueil 1954, p.19.

(59) *Continental Shelf (Tunisia/Libyan Arab Jamahiriya)*, Judgment, I.C.J. Reports 1982, p.18.

(60) Shaw, *supra* note 3, p.681; Sh.Rosenne, "The Qatar/Bahrain Case: What is a Treaty? A Framework Agreement and the Seising of the Court, *LJIL*, Vol. 8 (1995), pp.161-182.

(61) Shaw, *ibid.*, p.681.

(62) 杉原『前掲書』(注1) 121頁。

(63) Morrison, *supra* note 50, p.70.

（２）当該紛争特有の問題が主に争われた事件

二国間裁判条約に基づく事件では、その条約規定に関してというよりも、当該紛争特有の問題に関する抗弁がなされることがある。まず、ベルギー対スペインのバルセロナ・トラクション電力会社事件（再提訴）では、カナダ国内法に基づき設立されたバルセロナ・トラクション電力会社のベルギー人株主の被った損害に関して、ベルギーは1958年にも提訴していたが、その際は訴えを撤回し、1962年7月に再度、同会社に関するスペインの司法措置を停止するよう一方的に提訴した。ベルギーは管轄権の基礎として、二国間裁判条約である1927年の両国間の調停・司法的解決・仲裁裁判条約第17条を挙げている。これに対してスペインは、二国間条約に関しては、同条約は再提訴を許容していないことや裁判条約の失効を主張したが、本件で主に争われたのは、ベルギーの原告適格の問題であった。1964年7月、ICJは先決的抗弁判決において二国間条約に関するスペインの主張をしりぞけ、ベルギーの原告適格や国内救済手続に関する抗弁を本案に併合した。そして、1970年2月第二段階判決⁽⁶⁴⁾において、裁判所はベルギーの原告適格を否定したため、最終的に本案の審理には至らなかった。

次に、武力行使の合法性事件は、ユーゴスラビア連邦共和国（後のセルビア・モンテネグロ）がコソボ紛争における北大西洋条約機構（NATO）の武力行使の合法性に関して、1999年4月にNATO加盟国10カ国をそれぞれ相手取り一方的提訴した事件である。ユーゴスラビアは、10件の管轄権の基礎としてジェノサイド条約裁判条項（第9条）を挙げたが、仮保全段階の口頭手続においてベルギーとオランダに関しては追加的に二国間裁判条約、つまり、1930年のベルギー・ユーゴスラビア間の調停・司法的解決・仲裁裁判条約第4条と1931年のオランダ・ユーゴスラビア間の司法的解決・仲裁裁判・調停条約第4条を援用した⁽⁶⁵⁾。しかし、裁判所はこの追加的基礎は適切な司法運営の観点か

(64) *Barcelona Traction, Light and Power Company, Limited (nouvelle réuête:1962) (Belgique c. Espagne), deuxième phase, arrêt, C.I.J. Recueil 1970, p. 3.*

(65) *I.C.J. Recueil 2004, p.298, para.45 and p.1029, para.44.*

ら仮保全段階では考慮せず、他の8件と同様に一見して管轄権がないとして仮保全措置の指示を拒否した⁽⁶⁶⁾。その後、訴訟終了した米国・スペイン以外の被告は原告の出訴資格等に異議を唱える先決的抗弁を提起した。ベルギーとオランダはさらに二国間条約に関しても、被告が承継していない等を主張したが⁽⁶⁷⁾、2004年12月、裁判所は、原告が提訴時点で国連加盟国でも裁判所規程当事国でもないため裁判所アクセスの資格がないという理由で管轄権を否認し二国間条約の具体的な検討は避けた。

これらの事件での問題は二国間条約の問題というよりも当該紛争特有の問題が争われた。なお、これらの二国間裁判条約はいずれも PCIJ の時代に締結されたものであることが特徴的である。バルセロナ・トラクション電力会社事件で裁判所が、PCIJ 解散で一度使うことができなくなった裁判条項が、後に突然活用できるようになっても真の合意があったと言えるのか、という論点を挙げているが、裁判所自身は ICJ 規程第37条による管轄権条項の復活は事前の同意の一形態に過ぎないと判断している⁽⁶⁸⁾。

(3) 当該条約特有の問題が争われた事件

当該二国間条約に特有の問題が争われた事件も見受けられる。たとえば、ギリシャ対英国のアンバティエロス事件では、ギリシャ人アンバティエロスが英国政府と締結したコンセッションが両国間の1886年通商航海条約違反であるとして、1951年4月、ギリシャが一方的提訴し、管轄権の基礎として、1886年の両国間の通商航海条約を引き継いだ1926年の通商航海条約第29条⁽⁶⁹⁾を挙げた。1886年通商航海条約は1926年通商航海条約の発効により終了していたが、同時に署名された特別の宣言⁽⁷⁰⁾によって限定された範囲内で効力を有していた。な

(66) *Licéité de l'emploi de la force (Yougoslavie c. Belgique), mesures conservatoires, ordonnance, C.I.J. Recueil 1999, p. 124; Licéité de l'emploi de la force (Yougoslavie c. Pays-Bas), mesures conservatoires, ordonnance, C.I.J. Recueil 1999, p.542.*

(67) *C.I.J. Recueil 2004, pp.324-326, paras.115-121 and pp.1057-1059, paras.118-125.*

(68) *I.C.J.Reports 1964, pp.35-36.*

お、1886年条約に関する紛争が生じた場合は付属議定書によりアドホックの仲裁委員会に付託される旨定められていた⁽⁷¹⁾。これに対して英国は先決的抗弁を提起した。英国の主張は多岐にわたっていたが、主に、1926年条約は発効日以前に生じた事件又は行為には適用されずギリシャの請求の基礎となる行為はそれ以前に行われているため適用できないこと、1926年宣言は当該条約の一部ではないため同条約第29条の定める「本条約の規定」ではないこと、さらに、ギリシャのアンバティエロスのための請求は1926年以降に提起されたため1926年の宣言が対象とするものではないこと、等であった。1952年7月の先決的抗弁判決において、裁判所は、アンバティエロス請求事件の本案に関し管轄権はないが、1926年宣言は同条約の一部であることから、アンバティエロス請求が1886年条約に基礎を置くかぎりにおいて、英国に仲裁付託義務があるか否かを判断する管轄権を有する、という判決を下した。1953年5月の本案判決において、裁判所は英国に仲裁付託義務があることを決定した⁽⁷²⁾。つまり、本件におけるICJの管轄権の基礎となる裁判条項は1926年条約第29条のみであるが、これ自体では紛争の本案に関しては管轄権を持ちえず、ICJの任務は「1886年条約に基づき英国は本問題に関して仲裁付託義務があるか否か」を判断することに限定されているという特殊なものであった。

続いて、英国対アイスランド、西ドイツ対アイスランドの2件のアイスランド漁業管轄権事件では、アイスランドが漁業水域を一方的に拡大したことにつ

(69) 1926年通商航海条約第29条「1. 両締約国は、本条約の規定の適切な解釈又は適用に関する両締約国間で発生するいかなる紛争も、いずれか一方の締約国の要請により仲裁に付託されることに、原則的に合意する。

2. 紛争が付託される仲裁裁判所は、特定の事件において両締約国が別段の合意をしない限り、ハーグの常設国際司法裁判所とする。」*I.C.J. Reports 1952*, p.36.

(70) 1926年7月16日宣言「本日の日付の通商航海条約は、1886年条約の規定に基づいて個人のためになされる請求には何ら影響を及ぼすものではない。かつ、この請求の有効性に関して両当事国の間で生ずるいかなる紛争も、いずれか一方の当事国の要請に基づき、1886年条約付属の議定書の規定に従って、仲裁に付されるものとする。」*Idem*.

(71) *Ibid.*, p.40.

(72) *Ambatielos (Greece v. United Kingdom), Merits, Judgment, I.C.J. Reports 1953*, p.105.

いて、英国と西ドイツは1972年、裁判所にそれぞれ一方的に提訴した。管轄権の基礎として、それぞれアイスランドと1961年交換公文の裁判条項⁽⁷³⁾を挙げている⁽⁷⁴⁾。アイスランドは出廷せず書簡にて裁判所の管轄権に異議を唱えたため、裁判所は職権にて管轄権を確認することにし、交換公文の裁判条項の有効性を認め、条約法条約に基づく交換公文の無効・終了などをアイスランドは主張できないと判断し、裁判所は、管轄権及び請求の受理可能性を認める判決を下した。その後、本案審理に至り、1974年7月本案判決において、裁判所は英国と西ドイツの主張を主に認め、紛争の解決のための交渉の指針や義務を定める判決を下した⁽⁷⁵⁾。

また、暫定合意事件では、1992年に独立したマケドニア共和国の「マケドニア」という名称使用にギリシャが抗議し、「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」を暫定的に用いることで1993年4月に国連に加盟し、1995年9月に国連の仲介で両国が暫定合意を締結した。この暫定合意では、ギリシャが加盟している国際組織にマケドニアが「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」として加盟することに反対しないと定められていたが（第11条1項）、2008年にマケドニアが申請したNATO加盟をギリシャが反対したため、同年11月、マケドニアはICJに一方的に提訴した。管轄権の基礎として、暫定合意裁判条項（第21条2項）を挙げている。同裁判条項は、「本暫定合意の解釈又は適用に関する当

(73) 交換公文裁判条項「アイスランドは、アイスランドの漁業管轄権の拡大を求める1959年5月5日のアイスランド議会決議を履行するための作業を続けるが、そのような拡大について英国（西ドイツ）に6カ月前に通告を与えることとする。また、そのような拡大について紛争が生じた場合には、いずれか一方の当事者の要求により、国際司法裁判所に付託されることとする。」*I.C.J. Reports 1974*, p. 8, para.13 and p.54, para. 14.

(74) 提訴後、アイスランドが漁業水域の拡大を推進する国内法を制定したため、英国と西ドイツは仮保全措置の指示を要請し、裁判所は紛争悪化を防止するための措置を命令した。*Fisheries Jurisdiction (United Kingdom v. Iceland)*, *Provisional Measures, Order, I.C.J. Reports 1972*, p.12; *Fisheries Jurisdiction (Federal Republic of Germany v. Iceland)*, *Provisional Measures, Order, I.C.J. Reports 1972*, p.30.

(75) *Fisheries Jurisdiction (United Kingdom v. Iceland)*, *Merits, Judgment, I.C.J. Reports 1974*, p. 3 ; *Fisheries Jurisdiction (Federal Republic of Germany v. Iceland)*, *Merits, Judgment, I.C.J. Reports 1974*, p.175.

事国間の相違又は紛争は、第5条1項に関する相違を除き、どちらか一方によって国際司法裁判所に付託されるものとする。」と定めており、この第5条1項は、安保理決議845（1993）に規定された相違に関する合意に達するために決議817（1993）に従い国連事務総長の監督下での交渉を続ける約束を定めていた。ギリシャは本案審理と同時に管轄権に関する問題を提起し⁽⁷⁶⁾、第5条1項によってこの紛争がICJ管轄権から除外されることなど管轄権又は受理可能性に関して異議を唱えた。2012年12月、裁判所は、第5条1項が「安保理決議845（1993）に規定された相違」のみであり限定的であるとして、管轄権と請求の受理可能性を認め、ギリシャの行為は暫定合意第11条に違反すると判断した。この条約自体が国連の仲介によって締結された条約であり、二国間の友好関係に基づき締結された条約というわけではないため、紛争解決に関する当事国間の交渉が難しかったのかもしれない。

（4）当該「条約の解釈又は適用」か否か争われた事件

多数国間条約裁判条項においては「条約の解釈又は適用に関する紛争」か否かが争われることが近年多く見られるが⁽⁷⁷⁾、二国間条約の場合はそれほど多くない。まず、テヘラン人質事件では、在テヘラン米国大使館において米国外交職員・領事機関職員がイラン武装集団により人質となった事件に関して、米国は、安保理付託後の1979年11月に、ウィーン外交関係条約、ウィーン領事関係条約義務及び両国間で1955年に締結した友好・経済関係・領事上権利条約（以下、1955年条約）違反を主張して一方的に提訴した。米国は、管轄権の基礎として、多数国間条約裁判条項である2つのウィーン条約の紛争の義務的解決に関する選択議定書第1条に加えて1955年条約第21条2項を挙げた⁽⁷⁸⁾。本規定は、「この条約の解釈又は適用に関する両締約国の間の紛争で、外交交渉によ

(76) *I.C.J. Reports 2012*, pp. 9–10, para. 6.

(77) 拙稿「前掲論文」(注8) 366–377頁。

(78) 米国は他に1973年の国際的に保護されるものに対する犯罪防止及び処罰に関する条約裁判条項を援用していたが、裁判所は考慮する必要はないと判断した。*I.C.J. Reports 1980*, p.28, para.55.

り満足に解決されないものは、両締約国が何らかの他の平和的手段による解決について合意しなかったときは、国際司法裁判所に付託するものとする。」というものである。一方、被告イランは書簡にて、本紛争は政治的紛争であり上記条約の解釈又は適用に関する紛争ではないと主張し、本件審理に出廷しなかった。裁判所はまず1979年12月に、もっぱらウィーン条約選択議定書に基づく一見した管轄権を認め1955年条約の判断は行わずに仮保全措置を指示した⁽⁷⁹⁾。1980年5月の本案判決において、裁判所はまず本紛争はウィーン条約の範囲内の紛争であり、またそれら2つの条約と重複する内容を有する1955年条約内の紛争にもなり、同裁判条項が規定する「外交交渉により満足に解決されない」「他の平和的手段による解決について合意しなかった」紛争であると判断した。また、米国の対抗措置も1955年条約の援用を排除するものではないとして同条約に基づく管轄権も認めた⁽⁸⁰⁾。そのうえで、イランの条約違反を認定する判決を下した⁽⁸¹⁾。

続いて、ニカラグア事件では、1984年にニカラグアは同国に対する武力の使用と反政府組織への軍事援助による内政干渉などの問題に関して、米国を相手取り裁判所に一方的提訴した。管轄権の基礎として、ニカラグアは両国の選択条項受諾宣言と、申述書の段階になってから補充的に1956年に締結した両国間の友好通商航海条約（以下、1956年条約）第24条2項を挙げた。この裁判条項はイラン・米国間の1955年条約と同一の内容である。一方、米国は正式なものではないが、管轄権と受理可能性に関する抗弁を提出した⁽⁸²⁾。裁判所は、同年

(79) *United States Diplomatic and Consular Staff in Tehran (United States of America v. Iran)*, Provisional Measures, Order, I.C.J. Reports 1979, p. 7.

(80) *I.C.J. Reports 1980*, pp.26–28, paras.50–54.

(81) その後、本件は、当事者間で和解が成立したため、米国が訴えの取り下げを申請し、裁判所は1981年5月、総件名簿から削除する命令を下した。*United States Diplomatic and Consular Staff in Tehran (United States of America v. Iran)*, Removal from the List, Order, I.C.J. Reports 1981, p.45.

(82) なお、申述書提出前の仮保全措置段階では、選択条項受諾宣言に基づき一見した管轄権が認められている。*Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, Provisional Measures, Order, I.C.J. Reports 1984, p.169.

11月、管轄権・受理可能性判決において、まず両国の選択条項受諾宣言の有効性を認め、選択条項受諾宣言に米国が付した留保に関する判断はもっぱら先決的な性質を有するものではないと宣言したものの⁽⁸³⁾、裁判所の管轄権を認めた。1956年条約に関しては、米国はニカラグアが申述書段階になって援用しており請求訴状では米国の条約違反を特定していないこと、さらに第24条の定める「外交により満足に解決されないもの」ではないと主張したが、裁判所はニカラグアは申述書の段階で米国の具体的な条約違反を特定しており、1956年条約の「解釈又は適用に関する紛争」が存在し、外交によっても満足に解決されていないとして、1956年条約に基づく管轄権を認めた⁽⁸⁴⁾。その際、裁判所は、裁判条項を援用するには請求内容と当該条約の関係について、「合理的な関連性 (reasonable connection)」⁽⁸⁵⁾を示すことが必要と述べている。裁判所の判断に不満を抱いた米国はその後の審理を欠席したが、裁判所は1986年6月の本案判決⁽⁸⁶⁾において、米国の慣習国際法違反を認定し、さらに米国の行為は1956年条約の目的を阻害し、通商の自由を保障する同条約第19条違反すると認定、米国の行為は同条約第21条(d)の定める「本質的な安全保障上の利益」ではないため正当化されないと判断した。最終的に米国の集団的自衛権などの主張をそれぞれ国際法違反を認定し⁽⁸⁷⁾、ニカラグアの被った損害に対して米国は賠償義務があることを決定した。なお、米国は管轄権判決後、選択条項受諾宣言及び1956年条約の廃棄通告をしたが、提訴後の事実は裁判所の管轄権には影響を与えないと裁判所が確認している⁽⁸⁸⁾。このようにこれら2つの事件では主として他の管轄権基礎が援用されており、二国間条約裁判条項は付随的に用いられたことが分かる。ニカラグア事件は、米国の友好通商航海条約が相手国にかなり

(83) *Ibid.*, pp.425-426, para.76.

(84) *Ibid.*, pp.426-429, para.77-83.

(85) *Ibid.*, p.427, para.81.

(86) *Military and Paramilitary Activities in und against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, *Merits, Judgment. I.C.J. Reports 1986*, p.14.

(87) *Ibid.*, pp.135-142, paras.270-282.

(88) *Ibid.*, pp.28-29, para. 36.

広い管轄権の基礎を与える実質的な可能性があることを示すものとなった⁽⁸⁹⁾。なお、前述した通り、米国はこれまでに裁判条項を有する二国間条約を多く締結してきたが、米国は条約の文言に関してなど比較的小さい技術的問題のみがICJに付託することを想定していたという⁽⁹⁰⁾。

これら2件に対して、オイル・プラットフォーム事件では、もっぱら二国間条約に基づき提訴された。1980年代におけるイラン・イラク戦争の際の米国軍によるイランの海上石油生産施設の攻撃・破壊に関して、1992年11月にイランが米国を相手取り一方的に提訴した。イランは、管轄権の基礎として、テヘラン人質事件で米国が援用した1955年条約第21条2項を挙げ、米国による本条約諸規定(第1条、第4条1項及び第10条1項)違反を主張した。これに対して、米国は先決的抗弁を提起し、1955年条約は武力行使に関する問題には適用できないこと、及び、米国の行為は1955年条約違反ではないため裁判所は事項的管轄権を有さないことを主張した。つまり、本件では米国の武力攻撃の合法性が問題となっており、両国間の通商上あるいは領事上に関する紛争を裁判所に付託することを目的とした1955年条約の趣旨には合わないという主張である。しかし、1996年12月の先決的抗弁判決において、裁判所は、米国の抗弁を却下し、武力行使であっても1955年条約の適用外にはならないと判断して、本件は1955年条約の通商の自由に関する第10条1項の解釈又は適用に関する紛争であると認定して管轄権を認めた。しかし、反対票を投じた小田裁判官は、本件は二国間条約の裁判条項のみに依拠して一方的に提訴された実質的に初めての事件であるとして、多数国間条約の場合と異なり、二国間条約の場合は当事国の意図を厳格に解釈する必要があるとして、本件では条約締結当時の米国にはこのような意図がなかったと述べ⁽⁹¹⁾、ニカラグア事件と同様に「裁判所が『裏口から』事件を招くおそれがありそうである」⁽⁹²⁾と指摘している。Schwebel

(89) Morrison, *supra* note 50, p.65.

(90) Reisman, *supra* note 51, pp.28-29; J.E.Noyes, "The Function of Compromissory Clauses in U.S. Treaties", *Virginia Journal of International Law*, Vol.34 (2005), pp.871-872.

(91) Dissenting Opinion of Judge Oda, *C.I.J.Recueil 1996 (II)*, p.891, para.4, pp.896-900, paras.16-25.

裁判官も、1955年条約締結時に両国がこのような紛争がICJに付託されうることを用意していなかったとして、多数派の結論に反対している⁽⁹³⁾。また、本件でICJが管轄権段階にもかかわらず、管轄権の存在を確認するために条約の趣旨及び目的の検討を通じて具体的解釈に立ち入ることになったことに裁判所内部で疑問も出されている⁽⁹⁴⁾。その後、1998年3月、裁判所は米国の反訴を認め⁽⁹⁵⁾、2003年11月、本案判決を下した⁽⁹⁶⁾。裁判所は、米国の行為が、ニカラグア事件で挙げられた1956年条約第21条1項(d)と同一の第20条1項(d)の定める「本質的な安全保障上の利益」保護のための必要な措置ではないと判断したうえで、イラン・米国どちらの行為も1955年条約第10条1項違反ではないと結論付けた。しかし、第10条1項の解釈又は適用に関する紛争であったにもかかわらず、イランの請求にも言及されていなかった第20条1項(d)違反が本案判決主文でも言及されており、裁判所のこのような判断には批判もある⁽⁹⁷⁾。いずれにせよ、本件を受けて、裁判条項にもとづくICJへの紛争の付託は、管轄権段階で門前払いとなる可能性が少ないということで、国際社会の注目を集め世論を喚起することなどを目的とした積極的な訴訟戦略として、ICJに提訴する国家が増えるかもしれないという指摘もある⁽⁹⁸⁾。これは多数国間条約裁判

(92) *Ibid.*, p.900, para.26.

(93) Dissenting Opinion of Judge Schwebel, *ibid.*, p.874.

(94) 詳細は、国際司法裁判所判例研究会(酒井啓亘)「判例研究・国際司法裁判所 オイル・プラットフォーム事件—先決的抗弁—(判決・一九九六年一月二日)」『国際法外交雑誌』第100巻5号(2002年)94-100頁参照。

(95) *Oil Platforms (Islamic Republic of Iran v. United States of America)*, Counter-Claim, Order, I. C. J. Reports 1998, p.190.

(96) *Oil Platforms (Islamic Republic of Iran v. United States of America)*, Merits, Judgment, I. C. J. Reports 2003, p. 161.

(97) Separate Opinion of Judge Higgins, *ibid.*, pp.227-231, paras. 9-29; Separate Opinion of Judge Buergenthal, *ibid.*, pp.270-289, paras. 3-47. See also, D. H. Small, "The Oil Platforms Case: Jurisdiction through the -Closed- Eye of the Needle", *The Law and Practice of International Courts and Tribunal*, Vol.3 (2004), pp.123-124; E.Cannizzaro and B.Bonafé, "Fragmenting International Law through Compromissory Clauses? Some Remarks on the Decision of the ICJ in the Oil Platform Case", *EJIL*, Vol.16 (2005), pp.481-497.

条項でも当てはまる指摘であるが、当事国の想定以上に二国間条約に基づく管轄権の範囲が幅広いものになりうるといえる。

IV. おわりに

以上、二国間条約に基づく ICJ の管轄権の場合は、そもそも二国間条約自体が多数国間条約裁判条項のように条約間で一定の共通性があるものではなく、非常に多様であり、付託協定との区別が難しいものもある。したがって、一括して論じることは難しいことが分かった。本稿のように、問題の生じ方に応じた分類が有用なのはそのためである。

また、裁判条項に基づく一方的提訴の場合、それが被告の予期していた裁判管轄権設定ではない場合があり、管轄権の有無を巡って争われることがよくあるが、この点に関する裁判所の判断は一般的に、当事国の同意を柔軟に解釈し、裁判管轄権を肯定しているといえる。ICJ による管轄権の柔軟な解釈は多数国間条約裁判条項に関しては顕著であったが、二国間条約裁判条項においても同様のことがいえることが分かった。ただし、二国間条約の場合はそもそも一定の友好関係があるから条約が締結されているのであり、多数国間条約と違ってどこが相手国か明らかであり、それゆえ条約を締結した時点で ICJ への付託可能性を想定していたり、そもそも国際裁判利用に積極的であったりして、管轄権が争われることはそれほど多くない。ニカラグア事件やオイル・プラットフォーム事件等は例外といえよう。しかし、二国間条約にもとづく裁判管轄権に不満であっても、廃棄通告することはほとんどなく、米国がニカラグア事件時にニカラグアとの間の1956年条約を廃棄通告した例ぐらいである。イラン・米国の1955年条約は未だ有効で、2016年に提訴された事件でも本条約が援用されている。なお、ICJ で管轄権が争われている事件を見ると、条約締結時と紛争発生ないし ICJ 付託時とで時間差が大きければ大きいほど、被告が当

(98) 池島大策「司法的紛争解決における裁判条項の利用と濫用—ニカラグア事件とオイル・プラットフォーム事件を繋ぐもの—」『同志社女子大学学術研究年報』第55巻(2004年)102頁参照。

初予見した紛争とは異なるものが ICJ に付託されたようにも思われる。

ICJ において、二国間条約裁判条項は未だ用いられていないものが多く、潜在的な利用可能性は高い。Tams が指摘するには、多くの裁判条約・裁判条項は「眠れる森の美女」のような状況であり⁽⁹⁹⁾、イラン・米国間の1955年条約のように、長い間忘れられていたがある政府が利用することにより目を向けられることになる可能性はある。今後も1955年条約のように、何らかの機会に当事国に掘り起こされて援用される二国間条約があるだろう。本稿は二国間条約のみを概観したが、今後はより包括的にその他の管轄権基礎と比較した研究が必要となるだろう。

—いしづか ちさ・法学部准教授—

(99) Tams, *supra* note 5, p.481.